相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区八条通壬生西入東寺町五二〇番地、最後の住所京都市西京区大枝北沓掛町一丁目二番地特別養護老人ホーム沓掛寮

被相続人　亡　中村喜実子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町四〇七番地　長栄ビル五階

相続財産管理人　弁護士　伊藤　友紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区室町通寺之内上る二丁目下柳原北半町二〇三番地、最後の住所京都市左京区下鴨東本町二三番地

被相続人　亡　梶山千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

京都市中京区二条通河原町西入榎木町九五番地一　延寿堂第二ビル五階

相続財産管理人　弁護士　紀　啓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市北区長柄中三丁目七番地、最後の住所神戸市灘区岩屋北町四丁目三番二五―二〇三号

被相続人　亡　後藤　常雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

神戸市中央区京町七四番地　京町七四番ビル六階　かがやき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　須山幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県豊田郡大崎上島町木江四九八一番地一、最後の住所広島県豊田郡大崎上島町木江甲一四一番地一　被相続人　亡　越智　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

事務所広島市中区東白島町一四番一五号　ＮＴＴクレド白島ビル七階　弁護士法人広島総合法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　中井　竜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県室戸市室戸岬町四六六九番地三、最後の住所高知県南国市緑ケ丘三丁目三一一四番地の一　被相続人　亡　木屋　直亮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

高知市升形三番一一号徳弘ビル三階中内功法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中内　功

無縁墳墓等改葬公告

数年間にわたり連絡がとれないために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十五年十一月二十七日

一　墳墓等所在地　東京都西東京市ひばりが丘四―一六六五

一　墳墓等の名称　徳蔵寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　戸巻家

一　改葬を行おうとする者　東京都中野区中央四―一四―九　徳蔵寺住職　田村　珠朗

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十五年十一月二十七日

一　墳墓等所在地　富山県射水市戸破三三一六番地

一　墳墓等の名称　金胎寺　戸破村墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳三十一基

一　改葬を行おうとする者　富山県射水市戸破三三一五　宗教法人護国山金胎寺　住職　志村慧雲

公示送達

府中都市計画府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業に係る都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第九十七条の規定に基づく通常損失補償金について、書類を受けるべき者が確知できないので、次のとおり供託したことを同法第百三十五条の規定に基づき公告する。

一　供託申請年月日　平成二十五年十月三十一日

二　供託所　東京法務局府中支局

三　供託者　東京都府中市寿町一丁目五番地の一　府中駅南口第一地区市街地再開発組合

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月二十七日

神奈川県横須賀市追浜東町三丁目五四番一号　株式会社マリン・ワーク・ジャパン

代表取締役　曽野　和彦

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数

市川海事興業株式会社　神奈川県横須賀市小川町二五番地一　普通株式一〇〇株

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年11月27日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社クリード　②国土交通大臣(2)6083　③代表取締役　宗吉敏彦　④東京都千代田区内神田三丁目２番８号　廃止した従たる事務所　大阪市中央区備後町四丁目１番３号御堂筋三井ビルディング７階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿六丁目15番１号　株式会社クリード・アジア・インベストメント　代表取締役　宗吉敏彦

四　被供託者　東京都府中市宮西町二丁目八番地の六　有限会社星仙商事

五　供託金額　金五四、六九八、〇〇〇円

平成二十五年十一月二十七日

東京都府中市寿町一丁目五番地の一　府中駅南口第一地区市街地再開発組合

理事長　大國商事株式会社

代表取締役　大熊　信由

債権申出の公告（第二回）

当社は平成二十五年十月一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金制度を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地　日本出版販売株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

小口　聡